

社会福祉法人白糠町社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人白糠町社会福祉協議会定款第7条第7項に規定された、社会福祉法人白糠町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、監事1名、外部委員3名の合計4名で構成する。

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

3 委員は、就任又は任期終了後においても、定款第7条2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第5条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委員の費用弁償)

第6条 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、役員報酬等支給規程の定めるところによるものとする。

(招集)

第7条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(招集通知)

第8条 会長は、委員会の日の1週間前までに、各委員会委員（以下「委員」という。）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、召集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長の選任)

第9条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 評議員候補者は、理事会が委員会に推薦する。
- (2) 会長（会長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に、当該候補者の経歴、当該候補者を評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員選任の議決を行う。

（評議員の解任）

第 11 条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会（会長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に理事会で議決された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について議決を行う。

（決議）

第 12 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

（議事録）

第 13 条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、議長及び出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した委員の氏名
 - (4) 委員会の議長の氏名
- 4 第 1 項の議事録は、委員会の日から 10 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

（補則）

第 14 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

（改廃）

第 15 条 この細則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日（平成 29 年 1 月 18 日、評議員会承認）から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。